

第3学年「租税教室」を実施しました。

2月27日（月）第2・3校時、卒業を間近に控えた3年生を対象に「租税教室」を実施いたしました。講師の先生は、毎年お願いをしている、本校の卒業生であり保護者でもある、千葉賀津子税理士事務所の所長、千葉賀津子先生です。

今回は、学年を2つに分けて、前半組と後半組の2回の実施となりました。少人数になったので生徒とのやり取りもとてもやりやすかったです。

千葉先生は、「税理士の仕事、申告納税制度、税とは、税はなぜ必要なのか、税はだれのために、税の使い道、税から考える社会の仕組み、税金を集める、税はだれが決めるの」等についてわかりやすい資料を用意し、パワーポイントを使って説明してくれました。

時々、千葉先生からマイクを向けられ質問を受ける生徒も多少照れながらもしっかりと回答をしていました。

税金というと、消費税くらいしか知らなかった生徒も、所得税や住民税、事業税、たばこ税、酒税、自動車税、相続税、贈与税等いろいろあること、またこれらの税金を納める機関が、税の種類によって、国であったり県であったり市町村であったりと、納税先が異なることを知ることができました。

納税は、私たち国民の義務であることからその義務をしっかりと果たし、社会に貢献できる人に成長して欲しいと願っています。

